

放課後児童健全育成事業 実施事業者届出の手引き

平成29年4月
千葉県こども未来局
こども未来部健全育成課

目次

はじめに.....	2
1 届出の概要について.....	2
(1) 放課後児童健全育成事業とは.....	2
(2) 届出時期.....	2
2 設備の基準について【必須・基準条例第9条】.....	2
3 放課後児童健全育成事業の運営について.....	2
(1) 開所時間及び日数【必須・基準条例第18条】.....	2
(2) 小学校等との連携【必須・基準条例第20条】.....	3
(3) 経理【必須・基準条例第19条】.....	3
(4) 苦情処理【必須・基準条例第17条】.....	3
(5) 個人情報の保護について【必須・基準条例第16条】.....	3
(6) 非常災害対策【必須・基準条例第6条】.....	3
(7) 事故発生時の対応について【必須・基準条例第21条】.....	3
4 職員について.....	3
5 届出手続きについて.....	3
(1) 受付場所.....	3
(3) 提出期間.....	4
(4) 申請書類.....	4
(5) 事業変更の届出.....	4
(6) 事業廃止又は休止の届出.....	4
(7) その他.....	4
6 補助制度について.....	4
7 研修について【必須・基準条例第8条】.....	4
8 監査について.....	4

はじめに

本届出は、平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」のもと、放課後児童健全育成事業の実施を希望する事業者が届出いただくものです。本要項、添付資料等の関係規程を熟読のうえ、届出をしてください。

現在、放課後児童健全育成事業を実施している事業者についても、届出が必要となります。

【注意事項】

放課後児童健全育成事業は、「児童福祉法」、「放課後児童クラブ運営方針（厚生労働省作成）」及び「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日千葉県条例第51号。以下「基準条例」という。）」に規定する基準、その他今後国において改正される法令等の基準を満たす必要があります。

1 届出の概要について

(1) 放課後児童健全育成事業とは

放課後児童健全育成事業は、「子ども・子育て支援新制度」に位置付けられた**小学校に就学している児童を対象として**、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。

(2) 届出時期

平成27年4月1日以降に当該事業を開始する場合は、事業開始前に千葉県への届出が必要になります。なお、現に放課後児童健全育成事業を行っている場合には、平成27年6月30日までに届出をお願いします。

2 設備の基準について【必須・基準条例第9条】

別添1のとおりです。

3 放課後児童健全育成事業の運営について

(1) 開所時間及び日数【必須・基準条例第18条】

次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間・開所日数以上を原則とします。

※児童の保護者の労働状況・小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定めてください。

ア 開所時間

- ・小学校の授業の休業日：1日につき8時間
- ・小学校の授業の休業日以外の日：1日につき3時間（ただし、午後6時までは開所すること。）

イ 開所日数

次に掲げる日以外の日に開所することを原則とします。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 小学校等との連携【必須・基準条例第20条】

市（教育委員会含む）・児童福祉施設・利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たってください。なお、入所する児童については、予め小学校のほか保育所、幼稚園等との情報交換や情報共有を密にしておくようにしてください。

(3) 経理【必須・基準条例第15条】

利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理をお願いします。

(4) 苦情処理【必須・基準条例第17条】

苦情を受け付けるための窓口を設置し、事業所内における苦情解決のための手続きを明確にして、窓口や手続きを利用者に周知をお願いします。

(5) 個人情報の保護について【必須・基準条例第16条】

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うことが必要です。

(6) 非常災害対策【必須・基準条例第6条】

ア 軽便消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めてください。

イ 避難及び消火に対する訓練は、定期的に行うようにしてください。

ウ 地震その他の非常災害に備え、その行う放課後児童健全育成事業の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めてください。

(7) 事故発生時の対応について【必須・基準条例第21条】

利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、様式8号により市へ報告してください。

※市への報告の対象となる事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入等）の事故含み意識不明についてはその後経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

4 職員について

職員配置の基準については、別添1を満たすこととします。

5 届出手続きについて

(1) 受付場所

ア 受付場所

〒260-8722

千葉市こども未来局こども未来部健全育成課子どもルーム運営・整備班

千葉市中央区千葉港1-1

電話番号 043-245-5177

イ 受付時間

土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時30分まで受付。
あらかじめ電話で日時を予約の上、お越してください。予約をしない場合は、対応できない場合があります。

ウ 申請書類

別添2のとおりです。

(2) 提出期間

平成29年4月1日以降に当該事業を開始する場合：事業開始前

(3) 事業変更の届出

届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、様式2により届出をしてください。

(4) 事業廃止又は休止の届出

放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ様式3により届出をしてください。

(5) その他

提出された申請書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

6 補助制度について

本市において、放課後児童健全育成事業を実施する事業者に対し、運営費に係る補助金を交付する制度があります。

詳細については、市HPを参照してください。

7 研修について【必須・基準条例第8条】

事業所内においても、児童の健全な育成を図るために、必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努めるようお願いします。

8 監査について

基準条例の基準を維持するため、事業者に対して立ち入り等の検査を実施いたします。

問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所1階

子ども未来局子ども未来部健全育成課子どもルーム運営・整備班

電話 043-245-5177

FAX 043-245-5995

Eメール kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp

設備基準及び職員配置基準について

放課後児童健全育成事業の施設整備における設備基準及び職員配置は、「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日千葉県条例第51号）」に基づきます。

1 設備基準（「専用区画」の設置）

「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいいます。なお、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、トイレ等は含みません。

項目	基準
専用区画	児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。 ※児童数の考え方は、「4 支援の単位」参照

※ 有効面積が基準面積を満たすこと。

2 次の事項については、従うことが望ましいこととする。

- (1) 耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること、又は耐震補強工事実施済みであること（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき設計及び建築された建物を除く。）
- (2) 既存建物を活用するときは、建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。なお、交付されていない場合であっても、提出された遵法性調査の結果により認める場合があります。（ただし、建築確認を受けていない建物は除く。）
- (3) 吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。
- (4) 室内空気中の化学物質濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号））未満であること。
- (5) 建築基準法、児童福祉法、都市計画法及び消防法等を遵守すること。

3 職員配置基準

項目	基準
放課後児童 支援員	資格 第10条3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県が行う研修を修了したもの。 ※研修の修了については、平成32年3月31日まで経過措置あり。
	配置割合 支援の単位につき、2人以上配置。1名を除いて、補助員を代替することも可能。 ※20人未満の小規模クラブについては、専任の放課後児童支援員1名と、併設施設の兼務職員1名でもかまわない。
補助員	資格不問。

4 支援の単位

支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とします。この場合の「児童の数」の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均人数を加えた数（＝実利用人数）をいいます。

千葉市放課後児童健全育成事業に係る申請書類について

番号	書類の名称	事業開始時	届出事項の変更時	事業の廃止(休止)時
1	開始届(様式1)	○	—	—
2	変更届(様式2)※3	—	○	—
3	廃止(休止)届(様式3)※3	—	—	○
4	運営概況調書(様式4)	○	○	—
5	放課後児童支援員・補助員名簿(様式5)	○	○	—
6	収支予算書(様式6)※1	○	○	—
7	事業計画書(様式7)※1	○	○	—
8	定款その他の基本約款※2	○	○	—
9	運営規程	○	○	—
10	配置図・平面図(床面積を記載すること)	○	○	—

- ※1 市がインターネットを利用して内容を閲覧できる場合は、添付不要です。
 ※2 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付してください。
 ※3 開始時には提出不要です。
 その他提出書類の追加を求める場合がありますので予めご了承ください。